

別表二

番号	罪名（罰則）	受令状	傍受状	請求	番号
三 （報官済み） 一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	新たに逮捕した人員数 二人	罪名（罰則） 受令状	（平成十九年） （報官済み） 一件	五 （報官済み） 一件
六 二件 （報官済み） 二件 （報官済み） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	新たに逮捕した人員数 四人	罪名（罰則） 受令状	（平成十九年） （報官済み） 一件	五 （報官済み） 一件
					六

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成十八年中及び平成十九年中に傍受を実施した

事件に関するもので、平成二十年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年から平成十七年までに傍受を実施した事件に関する平成二十年中の新  
たな逮捕者はなかった。